

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.211

2025/10/1

【毎偶数月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

松岡俊彦は屈強な身体つきだった。ボクシングとラグビーが得意だったそうだ。

厚い胸板や、背高くがっしりした体格は、とても画家志望の「文弱者」なんかにはみえなかった。

もともと家は祖父の代からの長州藩士、東大にすすんだ父や弟もサッカーの選手だったという。そんな松岡の身体までも、戦争はうばった。

身体だけでなく、かれがのこしたいくつもの絵も灰にした。

松岡を今も卒業生の誇りとする母校の徳山中学には、そのうちの一点「姉の像」が収蔵されている。

『無言館・戦没画学生「祈りの絵」』講談社より



『姉の像』

松岡俊彦（無言館蔵）

市民の意見 211号 目次

巻頭詩 戦後 チャン・アイン・タイ 2

特集 象徴天皇制を問う

シリーズ 戦後80年を問う（Ⅴ）

戦後80年と象徴天皇の（戦争・戦後）責任 天野恵一 4
象徴天皇制と戦争責任 伊藤 晃 6

カーティス・ルメイ 島川雅史 9

——戦略爆撃の思想と行動

◆ 豪州への軍艦輸出は「死の商人国家」への道 杉原浩司 12

◆ 核と植民地主義 細井明美 15

◆ 運動の現場から

反天皇制闘争つぶし、弾圧を許さない

——天皇出席の埼玉「植樹祭」反対現地闘争 野村洋子 19

■ 文化

本の紹介 『最後の証言者たち』 兼坂壮一 21

本の紹介 『社会運動史研究 6』 加藤晴康 22

本の紹介 『核抑止論』の虚構 横山道史 23

連載 皇室情報の検証② 天野恵一 24

連載 〈よそもの〉目線の広島② 田浪亜央江 28

■ 情報

市民意見広告運動事務局だより 30 読者のおたより 32

会計報告 31 編集後記

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有)山猫印刷所
カット 村雲 司

戦 後

チャン・アイン・タイ

1955年生まれ

戦争が終わり

彼は片目を失っていた

彼の左目は敵に奪われた

疲れきって血管の浮き出た顔には

小さな光の点しかない

彼はかつて

人の不幸な身の上を深く見た時期があった

取り戻した土地土地で

取り戻した岩山、木の穴で

仲間の目の上の

びしょぬれの青空

彼の片目からダラダラと血が流れた

彼の片目は彼が倒れた場所に落ちた

戦争が終わり

彼は青い森を開拓する先駆者の一人

道を開き、橋を架け、山を掘り
布製の靴は鋭い石で破れる
土の色のマメだらけの手

土の色はいつまでも落ちない
マリアの熱が

肉、肌に深く食い入っても

乾季が燃えても

故郷が遠くても

森の雨、滝が落下しても

残った片目が

人生を円満の眼つきで見ている

彼の片目は依然として炎を秘めている

秘められた炎は夜の森を照らす

『ベトナム独立・自由・鎮魂詩集175篇』（編者…鈴木比佐雄、佐相憲一、グエン・クアン・ティウ 翻訳…富田健次、清水政明、グエン・バー・チュン、ブルース・ワイグル、郡山直、矢口以文、結城文、沢辺裕子、島田桂子 共訳…グエン・ドー・アン・ニエン、グエン・ティ・アイ・ティエン、伊澤亮介、ズオン・ティ・ホア、グエン・タイン・タム、フアン・ティ・ミー・ロアン、近藤美佳、ケヴィン・ボーエン、ゴ・ヴィン・ヴィエン、グエン・タイン、ゴ・ヴィン・ハイ、フレッド・マーチャント コール サック社、2013年8月刊）より

▼表紙像の作者▲



松岡俊彦
(まつおか・としひこ)

1915（大正4）年2月17日、兵庫県神戸市に生まれる。のち山口県に転居し、県立徳山中学校卒業。在学中に画才を発揮し、1935（昭和10）年4月、東京美術学校油画科に入学、40（昭和15）年3月卒業。41（昭和16）年1月西部第四部隊に入営。同年4月中国に向かう。45（昭和20）年6月11日、中国・湖北省荊門県荊門で戦死。残された唯一の油絵は母校の徳山中学校が所蔵。享年30。



戦後80年と象徴天皇の〈戦争・戦後〉責任

天野 恵一

主張が記されている。

広島に帰って生活している川本隆史さんの紹介で「献呈」するとの琥珀書房の文章が挟み込まれた、秦恒雄という人の『ひろひと天皇年代記―一九四五年八月ヒロシマ』が私のところに届いた。

まったく未知の本だったので、まず川本の「あとがき」(彼が1980年7月20日に旺文社から発行されたこの本を、発掘し、再出版の契機をつくったらしい)から読み出した。そこには「それまで読み漁ってきた被爆体験記の類いとは一線を画する、ユニークな文体と重層的な内容に圧倒された」とある。正視に堪えない悲惨な体験の(ユニークな文体)による(重層的な内容)と、タイトル「ひろひと天皇年代記」とサブタイトル「一九四五年八月ヒロシマ」が、まったく整合性がなく見える両者が、どう関係しているのかをハッキリ確認したいと思い、本文に向かった。

タイトルとサブタイトルの関係は、ハッキリと明示されている内容であった。妻の死を確認した後の8月17日には、こういう

「午前、十五日付新聞がようやく配達され、天皇の終戦の大詔なるものをはじめて詳しく拝見する。ところで、この大詔というのは、何といい気なものであることか。／天皇は、日本の自立と東亜の安定のために戦争を始めたが(これがまちがっていたとは言っていない)残念ながら戦局は有利に展開せず。世界の大勢は不利になる一方であった。しかも敵は新しく残虐な爆弾を使用した。しかも敵は新しく残虐な爆弾を使用した。だったのでこれでは民族が滅亡してしまうから(残虐なのは敵である)止むなく戦争を終ることに(敗けたとは言わない)するというのである。そして『帝国と共に終始東亜の解放(！)に協力せる諸盟邦に対し遺憾の意を表せざるを得ず』と、自分たちが侵略して多大の迷惑をかけた諸民族にちよっぴり、挨拶したあと『帝国臣民にして戦陣に死し、戦域に殉じ、非命に斃れたる者及其遺族に想いを致せば五内為に裂く』と勝手に一人でなげいている。五内とは体のこ

とであろう。／現実には体を裂いて彼より一足先きにその貴重な生命を失ったのはひとり日本、広島の人びとばかりではない。それは遠く、満洲、南京、重慶、マニラなどの名もなき民衆にまでおよんでいるのである。／彼は今後それについて如何なる贖罪をしようというのであろうか。なお終戦の大詔とともに、新聞には、原子爆弾に関するトルーマン大統領の声明ものについている。それは『宇宙の根源的な力を人類がはじめて駆使したものであり、戦史上最大の爆弾である英国のグラランド・スラムの二千百以上の破壊力を有する』と」。

正直、私は本当に驚いた。当時、敗戦後の日本国家のスタートの言葉である「終戦の詔書」に批判的に向きあい、ハッキリと天皇制(ひろひと)の戦争責任を問いかけていた被爆者の兵士の言葉が遺されていたことに。もう一文、紹介しよう。8月15日の敗戦の日の言葉である。

「帰ってハンモックに入ったがなかなか眠られない。戦争のすんだことは嬉しいが、しかし反面、何か情けないことになったも

のだという気がそくそくとしておこる。／
いいがたい日本人の劣等意識。支配者には
無批判に屈服するくせに、絶えず弱者を見
つけ出しては自己もまた支配者らしく振る
まおうとするその態度。野心を遂げるとき
の野獸的な情熱と無限の欲望の連続。それ
は個人にも国家にも共通したサイコロジ
ーだったが、ついにこのような破局をまねい
てしまった。しかもその過程において、い
かに多くの第三者を傷つけ、その侮蔑と嫌
悪を買ったことか。この性癖はおそらく永
久に癒えることなく、今後とも絶えずくりか
えしてゆくであろう。私には一種の宿命と
しか思われない」。

彼の悲しい予言(「一種の宿命」)は当たった。
戦後80年の今、日本の政府は、歴史的に
は明白な天皇(制)の戦争戦後責任を公言
することはなく、それを公的に問いかける
ことをタブーとする公共(マス・メディア)
空間をつくり続けている。

敗戦50年の1995年、私は天皇ヒロヒ
トの「終戦の詔書」全文を引いて、それを
批判する文章を書いている。

その結びのくだりには「朕は、茲に国体
を護持し得る」とあり、国体(天皇制)の
護持(延命)が、すべてに優先させる課題
であったことが、そこにはあからさまに自

白されている、と私は主張している。その
文章を引く。

「……光栄ある我が国体護持のため、朕
は米英蘇並びに重慶と和を講ぜんとす」／
軍人向けの終戦の勅語(八月十七日付)の方
は『国体の護持の為』とその理由が明示さ
れており、ひたすら自分たちのためだけの
『終戦』という事実がよく読みとれる。」「敗
戦50年を問う視座(『象徴天皇制研究』(1995年
1月30日)号・『日の丸・君が代』かけの天皇制』
インパクト出版会・2001年所収)

自分たちの延命(「国体護持」!)保障を敵
と取り付けようとグズグズしている内に、
空襲で、沖縄戦で、原爆で、大量の死傷者
はうみだされてしまった。

にもかかわらず、自分たちの責任は問わ
ないという姿勢は戦後一貫しているのだ
である。「終戦の詔勅」が政府によって取り消さ
れることなき時間は80年間流れてしまった。

『ひろひと天皇年代記——一九四五年八月
ヒロシマ』は今年再刊された。

私たちも、戦後80年の今こそ、象徴天皇
制の(戦争・戦後)責任をトータルに検証
する作業を果たすべきだろう。

(あまの・やすかず／本誌編集委員)

●バッジ・シールのご注文は

事務局にFAX、メール、はがきで必要な品
物と数量、お名前、ご住所、電話番号・FAX
番号をお知らせください。頒価・送料を記した
払込取扱票を品物と共に送りいたします。

「殺すなバッジ」を再製作しました。

注文先 市民の意見30の会・東京
市民意見広告運動

TEL 03-6435-2030
FAX 03-6435-2031

*「殺すなバッジ」の頒価

・大 250円 ・小 220円

*「九条実現バッジ」(絵柄はA・B)の頒価

・大 300円(10個以上、1個250円)
・小 250円(10個以上、1個220円)

*「九条実現シール」

(大・中・小シールの3種で1枚)の頒価
・1枚 300円



象徴天皇制と戦争責任

伊藤 晃

(一)

象徴天皇制と戦争責任を考える場合、視角は二つある。一つは戦前の天皇制から引き継がれるべき責任問題、もう一つは象徴天皇制がそれ自体として戦後新たに生み出した問題だ。この二つのことについて私の考えを述べてみたい。

天皇の戦争責任について、裕仁天皇に関しては、これまで私たちの間でくり返し論じられてきた。私の意見をまとめれば、つぎの通りだ。戦前天皇は国家意志の発動において、原則上自身発意しないとはいえず、その決定・執行に当たって裁可という要となる行為をなす存在であり、従って国家のすべての重大な行為につき、最高責任者としての立場にあった。そして裕仁天皇の場合、通常、彼の裁可行為がもたらすはずのことについてある認識をもっていた。そこで国家が重大な行為について責任を問われるとき、天皇もまた、少なくとも時どきの国家指導集団と共同の責任を問われねばならないものであった。彼の戦中の責任が問

われなかったのは、日本の侵略行為の最大の被害者というべきアジア諸国民が責任追及の場を満足に与えられなかったからだ。

一五年間の戦争についての日本国家の唯一の反省は、アジア大陸への日本の独自の侵出と対米・英協調との両立がかなわず、対米・英戦争を招いてしまったという失敗に對してであったが、その反省を日本は敗戦後直ちに、米国主導の「自由主義」世界に同盟者として加わる意志で示した。天皇は、ここで親米派としての自己を披瀝して役割を果たした。米国はこの反省にこたえて、日本を同盟者として受け入れ、戦争責任追及への楯になってくれたのであった。

日本国民もまた、敗戦時に大日本帝国憲法廃棄運動によって旧日本国家変革を主張することをせず、旧国家の骨格の存続を許し、天皇にも新憲法上の象徴天皇への横すべりを容認した。つまり免責した。こうして新しい姿をとった天皇と国民との一体は、戦後初期の血みどろの世界（ことに日本にも原責任があるところの東アジア）をよそに、いわば小春日和の民主化時代を過ごした。

国民一般、抑圧的権力と戦争の不快な記憶を過去へ追いやった、戦後民主主義と平和を謳歌することになったのだ。

こうして日本国家と天皇の戦争責任には、昔の、解決ずみのことになった。しかし忘れてしまえば、あるいは無視すれば過去の責任自体が解消するわけではない。それへの追及は近隣アジア諸国でいまでも世代を超えて継承されていることを、私たちは忘れるわけにはいかない。天皇の代が替わっても同じことだ。戦後象徴天皇といえども、天皇という地位を引きついだ以上、その地位がかつて負った、そして未解決の責任をもひきついだ、と考えつづけなければならないのだ。

(二)

さて、天皇は代替わりして、いまや戦後第三代目だ。彼らは象徴天皇として憲法上非権力的な存在であるが、それは非政治的ということではない。ここで象徴天皇であるということの意味を少し考えてみる。

象徴と被象徴、両者がともにモノであれば話は簡単だが、象徴天皇制のばあい両者ともに人間である。人間であるからには双方ともに意志を持ち、目的をも持つであろう。それらは消極的に働くこともあろうが、積極的に働くこともあろう。ここでは後者

の場合を考える。戦後の天皇がいずれもそうしたものであつたと思われるからだ。

天皇は明治になるまで人民と直接関係がないが、観念上は人民はいつも「わが赤子」であり、天皇の徳をもって化すべきものであつた。この伝統は象徴天皇になつても継承されるが、その表れ方はだいぶ変わつてこよう。関係が生きた人間どうしの具体性を帯びてくるからだ。これは象徴天皇というものを天皇制史上に特徴づける種差といふべきものだ。ここでは天皇は自分が象徴すべき国民につき好ましい姿を思い描き、そのように造型しようとしないうか。そして裕仁天皇はともかく、明仁天皇はまさにそうした積極的象徴天皇の理念型を示していたと私は思う。

そして、これも当然のことだが、天皇というものは皇祖祖宗から引き継いだ日本国家を保持する使命を忘れていないに違いないが、明仁天皇においてその国家は彼の観念内の国家でなく、具体的な現存国家、造型さるべき国民像はそれが求めるものになるであらう。

(三)

象徴天皇性を明仁天皇はどのように発揮したか。これを戦争と平和の問題について思い出してみよう。これも私たちの間では

論議されつづけてきたことであるが。

彼は（父裕仁天皇もこの点同じだが）八月一日などの機会にはだいたい、戦後国民の努力の結果としての「平和と繁栄の日本」、それは戦時の多くの戦没者が犠牲的な礎となつて実現したものだ、と述べるのを常とした。

戦没者の慰霊は明仁天皇の熱意をこめたところであつたが、これは戦後国民がこぞつてなすべきことに天皇みずから範を示す、という意志であつたであらう。だが、これは世界に対して誇らしく語られたのではない。あくまで日本人の心の内側で交わされるべきことであつた。

ここには明らかに、日本人が持つべき一つの歴史認識に導くという意味が含まれていた。弱肉強食の世界にあつて自ら生きるためのやむを得ざる戦争を必死で戦つたのが日本人の近代史なのであり、慰霊されるべき戦没者とは、この民族の生存をかけての戦いの犠牲者にほかならない、ということだ。

「戦後日本の平和と繁栄」は明仁天皇の現状認識を客観的に述べていたのではない。戦後日本人の満足の実感を、戦没者を思い出すことで日本人としての歴史認識に深めようとしたのだ。だからここでの平和は「日本人の平和」、戦争の絶えないいま

の世界と関係なく語られ得るものであつた。

私たちの問題は、天皇の歴史認識が現実の歴史から著しくかけはなれたものだということだ。幕末期に外圧にさらされた日本は、同時に、ただちに自らを圧迫する列強の高さに上る意志を持ち、やがて弱肉強食の世界における食うものの立場に移行した国だつたのだ。二〇世紀に入るころすでに強大な軍事的存在として東アジアの状況を左右する現状破壊者であつた。ただし帝国主義世界全体から見れば一流帝国であつて、アジアでの野望には他の強国との連携が不可避。ところがその相手たるべき米・英との協調がかなわず、そこに破綻が生じたのであつた。先ほど述べた敗戦後日本の反省はこの破綻についてであつた。戦後日本が迷ふことなく日米同盟を選択し、そこに帝国日本復位の道を求めたのは自然のことだ、だから私たちの眼からすれば、戦前日本と戦後日本とは戦争国家として一つながりのものである。

ところが戦後日本にはもう一つ顕著な現象があつた。戦争の苦い記憶がもたらす国民の濃厚な厭戦気分、ここから来る平和願望だ。軍国主義復活反対は大方の気分であつた。それは、もし現実の日本国家が進める軍事大国化がその通りに感じとられる

なら、大きな波立ちを生ずるかもしれないものだ。国家にとってはどうしても避けたい事態であった。

明仁天皇の出番はまさにここにあったと私は思う。国民の戦争嫌いに逆らうことなく、しかもそれを基本国策に寄り添わせること、このように国民の心を造型すること。

明仁天皇は頭を働かせた。戦争と平和の問題を、現実の日本がそこで働いている世界的現実から切り離し、「日本人の平和」、それへの国民的願望として受け取らせる。実際世界の戦争は戦後、直接に私たちのところへ来ることは一度もなく、国民多数は軍事大国化を推進する自民党政治をほぼ安定的に支えつづけた。欺瞞を見破れた集団は沖縄住民くらいのものであった。この内向きの平和日本、同時にどんな観念の中に後退する平和願望。明仁天皇はまさにこの過程で働くことで、戦後象徴天皇として自分自身をも造型していったのだ。

戦後戦争国家日本の根底を支える天皇・国民の一体、この象徴関係。象徴天皇の戦争責任をいうなら、まずこのことが問題とされるべきである。

(四)

今年八月一五日の徳仁天皇のメッセージは戦中・戦後の苦難の経験語り継ぐ必要

を述べたが、基調は父天皇とさして変わらない。今日の日本の平和と繁栄云々。しかし近年国内・国外とも状況が大きく変わったため、印象は空虚になっている。いま日本の繁栄を実感する人は多くあるまい。「日本人の平和」は日本自ら投げ捨てているかに見える。

いま目立つのは、トランプやプーチンがじつにあっけらかんと戦争を語ることだ。世界に戦争が満ちていることの当たり前さを彼らは平然と露出させる。そしてこの世界的現実を、とくに太平洋・インド洋地域で自国の軍事的な存在を高めるのに抜け目なく利用しているのが日本なのだ。「法の支配」という価値観を共有し、自由で開かれたインド洋・太平洋のために」という日本の決まり文句も、米国・中国間の緊張激化に眼を輝かせる日本の姿を覆いかくすことは出来ない。すでに戦争国家の現実をごまかすことを日本国家自体求めている。むしろ戦争世界での軍事的貢献の高度化を誇りたいかの如くだ。

明仁天皇が戦争国家日本の姿を押しかくしたいと思ったのは、世の中に平和なる観念が生きているように見えた時代に、日本国家が構えた虚構を国民に持続したかったからである。国民の方にもそれにこたえる条件があった。しかしいま、この明仁的象

徴関係は用済みになったとも思える。徳仁天皇は新機軸を打ち出さねばならないのだが、彼自身その考えは定まっていけないのであろう。いずれにせよ公式的には彼は平和の天皇としてふるまいたいであろう。しかし彼が国民を媒介すべき現実の国家は今述べたようなものだ。その矛盾は父天皇が当面したものよりも深い。その分彼が父天皇の欺瞞を深めるとすれば、彼の抱える象徴天皇としての戦争責任問題も、いっそう深刻なものとならざるをえないであろう。

(いとう・あきら／歴史学)

カーティス・ルメイ

——戦略爆撃の思想と行動

島川 雅史

総力戦と戦略爆撃

近現代の大規模戦争は「総力戦」であると言われる。総力戦とは、人的・経済的資源の全てを戦争遂行のために動員することであり、アメリカの南北戦争を始めとする概念である。航空機が主役となる時代を迎えて、総力戦の考え方に基づく航空攻撃の論理として、「戦略爆撃」という構想が生まれてくる。

戦略爆撃とは、個別の兵力や基地など軍事目標への「戦術爆撃」とは異なっており、総力戦の基盤である経済的資源を全て覆滅しようとするものである。航空機に例えれば、航空機工場や燃料工場・貯蔵施設、部品や原料、輸送手段などを破壊して、軍用機生産や航空機の行動そのものを止めるということである。

第二次大戦後期には、攻撃は焦土作戦となった。B-29による日本爆撃の指揮者であったカーティス・ルメイが、敗戦直後の東京で焼け焦げて並んでいるボール盤の残骸を見て、これが成果の証拠だと目を輝か

せたというエピソードがある。経済的資源を全て覆滅しようとする企図は零細・小規模な部品工場にまで及び、小工場が混在する下町は優先目標であった。米軍は、零細な下請けが大企業を支える日本の産業構造を理解していた。

戦闘員と非戦闘員を区別しない無差別爆撃は、米英軍によるドイツ・日本爆撃によって絶頂期を迎えるが、その創始者はドイツ・日本の側であった。スペイン市民戦争におけるドイツ空軍のゲルニカ爆撃がその端緒である。日中戦争期には重慶に後退した国民党政府に対して、日本は陸海軍の双発攻撃機を用いて累次の爆撃を行なった。

爆撃には焼夷弾も使用され、死者一万（二万人と推定されるなど住民に大きな被害を与えたが）、日本の攻撃機は爆弾搭載量・機数とも少なく、東京大空襲のような壊滅的効果は得られなかった。大戦中のドイツ空軍によるロンドン爆撃なども同様で、イギリスは被害を受けながらも戦闘機と対空砲で迎撃し「バトル・オブ・ブリテン」に勝利した。

様相が一変するのは、大戦後期に欧州戦域で英軍のランカスターと米軍のB-17、後の太平洋戦域でB-29という、大型四発の重爆撃機が大量に配備されるようになってからである。そしてドイツ・日本のどちらにおいても、ルメイは第一線の指揮官であった。

カーティス・ルメイと第二次大戦 ——東京大空襲

ルメイは一九〇六年生まれ。航空戦力の急拡張とともに、四一年少佐、四二年に中佐、大佐、四三年准将と異例の昇進を続け、第三〇五爆撃群を率いて欧州戦線に参加した。当時、B-17は対空砲火を避けるためにジグザグ飛行をしていたが、ルメイは爆撃精度が落ちるからと直進を要求した。乗員は恐怖したが、弾幕の中では被弾確率は変わらないという目算で、実際被害は少なかった。対戦闘機戦闘に有効な密集体形を考案し、他の在欧部隊もこれにならうようになった。ルメイは単純な猪突猛進者ではなく、戦場の実情、効果と損害を考量した合理主義者であった。

一九四四年七月、ルメイは第二〇爆撃航空軍司令官（少将）として太平洋方面に転戦する。インドを拠点として成都を中継し、北九州や台湾などを攻撃するB-29の部隊

であった。そして四五年一月、日本空襲主力のマリアナ諸島基地、第二一爆撃航空軍の司令官となる。

前任者は、昼間高高度からの精密爆撃という方法をとっていた。ノルデン爆撃照準器に信を置き、日本の対空砲火を避ける攻撃法であった。日本の高射砲で、一万メートルの上空まで届くものは僅かだった(東京二門)。しかし、日本の高空にはジェット気流が吹いており、機体や爆弾の直進を妨げて命中率は悪かった。雲の多い季節で照準も困難であった。中島飛行機東京工場への爆撃では、敷地内目標への命中率は七％に留まった。B-29は初期三二回の出撃で、一か所を除き壊滅させることはできなかった。

ルメイは前任者の攻撃法を引き継ぐが同じ結果で、陸海軍首脳や大統領に批判されていたアーノルド陸軍航空軍司令官から結果を出せと叱責されている。アーノルドからの焼夷弾使用の「勧告」もあって、ルメイは英空軍がドイツ空襲で行なっていた夜間無差別爆撃に焼夷弾を組み合わせる低空爆撃に転換する。

ドイツと異なり射撃用レーダーを持たない日本の高射砲と夜間戦闘機は探照灯に頼るしかなく、低空でも損害は少ないと判断された。ドイツで米英軍を苦しめた高射機関砲

も日本では少なかったので、機関砲射程内の低空でも被害は少ないと見積もられた。

攻撃面でも精密爆撃の必要はなく、面的に火網を被せれば目標は焼滅できる。焼夷弾の中でも、特に油脂ナフサ混合のナパーム弾は燃焼力が強く水での消火が困難であり主用された。ナパーム弾はすでに開発されており、四三年三月には日本式木造家屋の建ち並んだ実験場で爆撃試験も行なわれ、日本と同じ装備の消防隊が組織されて、消防能力を超える有効性が確認されていた。陸軍航空軍は、詳細な焼夷弾攻撃計画を策定し、ナパーム弾の大量生産など入念な準備をしていた。ガス弾攻撃の計画もあった。ルメイの夜間低空焼夷弾攻撃が実施されたのが、四五年三月一〇日の東京大空襲である。

当時ルメイの部下として爆撃の効果判定をしていた後の国防長官ロバート・マクナマラは、精密爆撃が効果が少ないという報告書を提出していた。マクナマラは回想映画『フォッグ・オブ・ウォー』で、「戦争で勝つために一晩で一〇万人の民間人を殺してもいいのか」とルメイを非難している。さらに、各都市の焼跡写真を並べて「六七都市の五〇〇九〇％の人びとを殺害し、なおも原爆を投下するのは達成目標に比べて均衡が取れているとは言えない」と語って

いる。ベトナム戦争を推進し核軍備を拡大したマクナマラが言うのも奇妙であるが、殺人を厭わないルメイには耐えられなかったと言う。

マクナマラは、原爆投下についてもルメイの命令だったと非難しているが、これはワシントン直轄の極秘作戦で、ルメイは現場指揮官として対応した。国防総省の人物紹介には、ルメイは焼夷弾攻撃で十分で原爆は不要と考えていたと書かれている。またルメイは、空軍歴史官のインタビュの中で、原爆が特別に恐ろしいわけではない、我われは焼夷弾で原爆より多くの人間を殺している、と語っている。「戦略爆撃の思想」からすれば、東京と広島・長崎は本質的に異ならない。手段として、東京は三二五機のB-29が必要であったが、広島・長崎はB-29ただ一機のみという違いである。

無差別爆撃については、マクナマラはルメイが「負けたら我われは戦争犯罪者として起訴される」と言ったと語り、ルメイは「モラル」に反することを理解していたと言う。そして、しかし勝てば許されるのか? と反問している。ルメイの答えは、日本人は市民・子どもまで武装して非戦闘員とは言えない、というものである(女学生の竹槍を武装と言うなら、確かに大真面目で刺突訓練をしており一億玉砕も叫ばれた)。そして、降

伏を早めて本土上陸作戦を回避でき米兵五〇万人と日本人三〇〇万人を救ったのでやむを得ないと言う。アーノルドも、市民に戦争反対行動を促すために犠牲は仕方がないと語っている。

作戦名「飢餓作戦」は、海軍が日本封鎖作戦の一環として陸軍航空軍に要請した機雷敷設作戦である。海軍の要求は月に一、五〇〇個の敷設であったが、ルメイは計画を拡大して四個爆撃群を投入した。四五年三月末から開始され、B-29は、磁気・音響・水圧感應機雷などを日本沿岸に投下した。

潜水艦の入らなかつた瀬戸内海には六、〇〇〇個の機雷が敷設された。総計約一四、〇〇〇個、一万トンの機雷によつて、六七〇隻一二五万トンの船舶が撃沈された。潜水艦や航空機による損害も相まつて、海上交通は外航・内航とも壊滅的な打撃を受けた。例えば神戸港の七月の荷役は三月より八五%減少している。これは戦略資源に加えて朝鮮・満州などからの食料輸入を途絶させ、作戦名の通り総力戦の人的資源に餓えと緩慢な死をもたらすものであった。

第二次大戦後のルメイ ―キューバ危機と未来の核戦争の先取り

戦後もルメイは中将、大将と栄進を続

ける。一九四六年戦略空軍(SAC)の初代司令官となり一〇年間その任にあった。五〇年代から六〇年代にかけて、SACはB-36、B-47、B-52と続く大型爆撃機で、多数の基地と空中給油によつて世界中どこでも核攻撃可能な態勢を作り上げた。ルメイは五七年に空軍副参謀総長となり、六一年七月、空軍参謀総長に到達する。

空軍最上位となつたルメイの上司の国防長官は、かつての部下マクナマラであつた。ルメイの提案したB-52後継のB-70計画を、弾道ミサイルを優先するマクナマラが却下するなど、二人の間には確執があつた。激しい対立となつたのは、キューバ危機とベトナム戦争を巡つてである。

キューバ危機では、ルメイは軍部強硬派の先頭に立ち、キューバのソ連軍ミサイル基地の空爆と全面侵攻を主張した。ケネディ政権は本格的侵攻を準備しつつ先ずは海上封鎖を実施したが、ソ連基地は既に核弾頭を持ち、ソ連潜水艦の核魚雷が発射寸前であつたり、沖縄の核ミサイルサイトには発射命令が届くなど、錯誤を含めて開戦直前の状況であつた。

キューバのソ連軍への空爆と上陸侵攻が、第三次大戦・核戦争へとつながることは明らかであつた。ルメイもそれはわかつていたはずである。ルメイを戦争屋、無闇

に好戦的な人物とする見方もあるが、敵に冷酷であつたにせよ、それほど単細胞的な人間ではない。

マクナマラは、ルメイは将来の核戦争は不可避だと考えていた、だから米国が優勢なうちにソ連を攻撃せよと主張したのだと述べている。マクナマラは核弾頭数で一七対一の優位にあつたと言ひ、国防長官であつた七年間にソ連との戦争の危機は三回あつたと述べている。

ベトナム戦争では、中国・ソ連の参戦を危惧するジョンソン政権はマクナマラ長官の限定戦争方針に対して、ルメイは制約のない全面的な爆撃を主張した。「ベトナムを石器時代に戻せ」という叫びは有名である。

未来の核戦争の先取りが現実化していたなら、大量破壊と当時は知られていなかった核の冬の到来で、世界が石器時代に戻っていたであろう。一九六四年、日本政府はルメイに対して、航空自衛隊育成の功績として、勲一等旭日大綬章を贈っている。

(しまかわ・まさし／歴史学)

豪州への軍艦輸出は「死の商人国家」への道

杉原 浩司

「聞いてないよ」というのが率直な感想だ。当初は「クリスマスまでには決定される」と報じられていたが、随分と前倒しされたものだ。

日豪両政府は8月5日、豪海軍の新型フリゲート艦導入計画をめぐって、日本案が選定されたと発表した。日本は、海上自衛隊の最新鋭「もがみ型護衛艦」の能力向上型（新型FFM、三菱重工製）を基にした共同開発を提案し、ドイツとの武器商戦を制した。価格交渉などを経て、来年1月に最終契約する見込みだ。

決定に限りなく近い「内定」と言うべきか。秋にも反対の取り組みを本格化させようと考えていたが、見事に機先を制された形だ。

官民一体の武器セールス

計画規模は11隻分で最大100億豪ドル（約9500億円）。完成品の武器輸出としてはフィリピンへの三菱電機製警戒管制レーダー輸出に次ぐもので、過去最大であると同時に、初の大規模武器の輸出とな

る。政府と軍需企業は高揚感を隠さない。2029年の納入開始が目指されており、最初の3隻は日本国内で製造し、残りの8隻は西オーストラリア州内で建造される予定だ。

2016年に豪州への潜水艦輸出でフランスに逆転負けした経験を踏まえて、日本政府と三菱重工などの軍需企業は今回、官民一体で武器セールスに邁進した。官民合同委員会を設置し、中谷防衛大臣や若宮健嗣防衛大臣補佐官らによる豪州訪問のトックセールス、豪州や日本での説明会の開催、もがみ型護衛艦の演習名目での豪州派遣などを行なった。中谷大臣は米国にも後押しを要請し、米国製ミサイルを搭載しやすいことも有利に働いたとされる。

背景には、日豪が「準同盟国」として軍事連携を強化してきたことに加えて、米英豪の対中国軍事同盟「AUKUS」が人工知能（AI）やサイバー分野で日本との協力に踏み込んでいることもあるだろう。新艦の導入計画自体が、オセアニア地域への海洋進出を強める中国を強く意識したも

のだ。

豪州への軍艦輸出は、中国包囲網の一環であり、かつての武器輸出三原則の肝だった「国際紛争を助長しない」という理念に真つ向から反するものに他ならない。

殺傷能力の塊

では、「もがみ型護衛艦」とはどのような軍艦なのか。同艦は、従来の約半数の90人ほどの運用が可能だ。この点は豪州のニーズにも合ったとされる。対艦艇、対航空機、対潜水艦の各種ミサイルをはじめ、軍艦や船舶を攻撃できる魚雷、艦船の航行を妨害する機雷など、様々な武器を搭載できる。VLS（垂直発射装置）には従来の16発の2倍となる32発が搭載可能で、攻撃能力が強化される。いずれは射程1000km以上の「12式地对艦誘導弾能力向上型」の搭載も想定される。相手国に接近して武力による威嚇を行なうことも、武力を行使することも可能な「殺傷能力の塊」だ。

本来、殺傷能力が高い武器の輸出は、「防衛装備移転三原則」の運用指針に基づき、「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の「5類型」に該当する場合に限定されている。しかし、「共同開発・生産」の形をとれば輸出が可能となってしまう。この詐欺的手法の起点は、2011年12月の野田民主党

政権にさかのぼる。

「共同開発」という詐欺

当時、長島昭久防衛副大臣が主導して密室会合を行ない、武器の国際共同開発などを武器輸出三原則の包括的例外とする官房長官談話を発出した。この時に空けられた大穴が、日英伊で共同開発する次期戦闘機の第3国輸出の解禁や今回の豪州への軍艦輸出に直結している。ちなみに、民主党を継承する立憲民主党も武器の国際共同開発には賛成しており、今回の殺傷武器輸出に反対する論理を持っていない。

マールズ豪国防相は、「調達スケジュール上のリスクを減らすため海自向けからの変更点は最小限にする」「戦闘システムも日本製のまま」「主な変更点はオーストラリアの規制要件を満たす部分」「例えば艦内の標識などが英語表記に変更される」と述べており、日本で建造する3番艦までは海自仕様のままとなる可能性もある。少なくとも初期の建造については、小手先の仕様変更を「共同開発」と強弁して、不可能なはずの輸出に道を開いている。これでは歯止めは存在しないに等しい。ただ、豪州側が本国での建造プロセスにおいて、無理のある仕様変更を持ち出してくる可能性も否定できず、共同開発が順調に進むのかは

予断を許さない。

「死の商人」への巨額の税金投入

選定直後の8月8日、私は仲間と共に、山添拓参議院議員（共産）による防衛省を呼んでの説明会に同席した。そこで驚くべき事実が明らかになった。軍需産業強化法に基づいて設置された「装備移転円滑化基金」から、何と1000億円以上が私企業に過ぎない三菱重工などに投入される見込みだというのだ。しかも、殺傷武器の輸出のためにである。

一方で、国立大病院の2024年度の赤字は過去最高の総額285億円に達し、このままでは地域医療が崩壊すると危惧されている。目の前の命が奪われかねない窮状を放置して、他国の人々の命を奪うことにつながる殺傷武器輸出に血税を投入するとは、何といびつで冷酷な棄民政治だろうか。

今回の豪州への軍艦輸出の「成功」は、さらなる武器輸出にはずみを付けかねない。自称「平和国家日本」は、憲法九条を一字一句変えないまま、周回遅れで世界の武器市場への本格参入を果たそうとしている。憲法九条は死文化したと言わざるを得ない。

では、平和運動はこの動きに十分に抗し

てきただろうか。答えは否である。私たちはNAJATにとっては、まさにど真ん中の課題であり、この間、日本消費者連盟や主婦連合会と連携して、三菱重工や三菱電機宛てのハガキ付きアクションシートの発行や、両社への申し入れ、株主総会でのアピールなどに取り組んできた。しかし、課題の重大さと進展の早さに到底追いついていない。日本版「軍産学複合体」形成の根幹を成す武器取り引きの問題を、平和運動の共通課題にすることが未だにできていない。

進展する日豪軍事協力

9月5日には日豪の外務防衛閣僚会議（2プラス2）が東京で開催された。日豪はこの10年ほどの間に、情報や自衛隊・豪軍間の弾薬等の融通、部隊交流などに関する協定を相次いで結んできており、海上自衛隊による豪艦への「武器等防護」も行なわれている。7～8月に豪州で行なわれた多国間共同訓練「タリスマン・セイバー」では、日本製ミサイル「12式地対艦誘導弾」の試射も実施された。長射程ミサイルとなる「能力向上型」の輸出も日程に上るだろう。

2プラス2では、新型FFMの選定が「過去最大規模となる防衛産業協力の重要な節目」であると確認したうえで、対中国を念頭に置いた軍事協力の強化（共同演習の拡大

など)に加えて、軍需産業分野での協力拡大(豪艦艇の日本の港湾での整備や2026年度に実施される無人戦闘機MQ-28Aの飛行試験への航空自衛隊の参加など)、第三国での紛争時の自国民退避における協力などが確認された。

NAJATは日本消費者連盟、主婦連合会とともに5日に防衛省前での緊急抗議行動を呼びかけたが、台風接近により残念ながら中止を余儀なくされた。

中古軍艦輸出と歯止めなき「提言」

殺傷武器の輸出はこの件に留まらない。7月6日、読売一面で報じられたのは、フィリピンへの「あぶくま型」中古護衛艦6隻の輸出である。就役から30年以上が経過し、順次退役する見込みだった中古護衛艦を、小手先の仕様変更を施すことで「共同開発」の体裁を整え、輸出しようというのだ。その後、一部をインドネシアなどに回すとも報じられている。新型護衛艦の輸出も見えた企てだ。

フィリピンは日本初の武器輸出となった警戒管制レーダーの輸出先であると同時に、外務省による武器無償供与「OSA」(政府安全保障能力強化支援)の重点対象国でもある。国内の人権運動や反開発運動のリーダーなどの暗殺や反政府武装勢力の「掃討」

などを続けているフィリピン軍に武器を輸出・供与することは国内紛争への加担であり、中国との軍事緊張の助長にもつながる。極めて問題が多く、撤回させるべきだ。

事態は私たちが追いつけないまま、どんどん前に進んでいる。防衛省が設置した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」(柳原定征座長)は9月19日、中谷防衛相に報告書を提出した。踏み込んだ要求が並ぶ。「次世代の動力」とオブラートに包み、事実上の原子力潜水艦の保有検討を促し、軍需産業強化のための国営工廠(軍需工場)の導入も求めた。武器輸出を拡大するため、「5類型」の見直しや、脅威にさらされている「友好国」への制限なき武器輸出も提言している。私はかつて、「専守防衛という能力の縛りが外れば、理論的には核兵器以外は保有できることになりかねない」と指摘した。タガの外れた大軍拡に歯止めをかけるのは至難の業だ。

「意識や文化」の改造へ

私たちは今この瞬間にも、「死の商人国家」への墮落の道を突き進んでいる。恐ろしいのは、軍需企業が「レピュテーション(評判)リスク」を気にかけなくなりつつあることだ。軍需部門の比率の小さい日本の軍需企業は、「死の商人」と批判されるこ

とで民生部門の売り上げに影響することを恐れて、武器輸出に本腰を入れることを躊躇してきた面があった。しかし、「5年で43兆円」という未曾有の大軍拡予算によって、「儲かる産業」への変質が進行している。軍事研究に警鐘を鳴らしてきた日本学術会議を解体する悪法も成立した。この先にあるのは、日本版「軍産学複合体」の形成だ。軍拡推進派の狙いは明確だ。小木洋人(地経学研究所)は、「最終的に最も必要なのは、防衛生産に対する意識や文化を変えることである。それは、衰退を前提とした政策や事業慣行から、有事に備えた生産拡大への転換である」(『中央公論』8月号)と述べる。そうなれば後戻りは効かない。

「死の商人」三菱重工にNO! を

それでもなお、崖っぷちだからこそ、企業への圧力を強める努力を続けたい。伊藤忠商事はBDS(ボイコット、投資引き揚げ、制裁)運動の高まりを受けて、イスラエルの軍需最大手エルビット・システムズとの協力覚え書きを終了させた。現在、イスラエル製攻撃型ドローンの輸入検討を止めるために、輸入代理店である海外物産に圧力をかける取り組みが続いている。対象を絞り込み、的確なキャンペーンを展開したい。やはり相手は三菱重工になるだろう。殺

傷武器輸出に邁進し、憲法違反の隣国攻撃ミサイルを量産し、他国の人々の殺傷につながる次期戦闘機共同開発を牽引する。その罪の重さは群を抜いている。相手は巨大だが、それを突き崩すことは主権者、消費者としての責務だろう。

同時に、立憲民主党の政策を変えることも不可欠だ。8月6日の毎日新聞は、「日本、移転反対勢力縮小」と小見出しを打ち、「装備移転を巡る政府の姿勢に真つ向から反対する国会勢力は縮小傾向にある」として、防衛省幹部の「政権が代わったとしても安全保障政策は大きくは変わらないだろう」との声を紹介している。立憲民主党を動かすには、武器輸出に反対する世論を可視化させることが必要だが、市民運動の立て直し無しにそれは不可能だ。



（すぎはら・こうじ／武器取引反対ネットワーク「NAJAT」代表）

写真／8月6日、豪州への軍艦輸出「決定」に対して緊急抗議、「三菱重工本社前」

核と植民地主義

2016年5月28日、オバマ米国大統領（当時）は広島の平和記念公園を訪れ、次のようなメッセージを残した。

「71年前、雲一つない明るい朝、死が空から降り落ち、世界は変わった。閃光と炎の壁は都市を破壊し、人類が自らを破壊するすべを手に入れたことを実証した」

まるで自然現象であったかのようなこの挨拶を日本のメディアと民衆は静かに受け止めた。しかし原子爆弾を投下したのは米国であり、それは当時の大統領トルーマンの政治的判断によるものだった。それでもオバマの言葉に真実があるとしたら、1945年8月6日を境に「核の支配」が各国の覇権競争の核心になったことだろう。

後に多くの人が証言しているように戦争末期の日本は戦う力もなく軍隊も疲弊し、降伏間近であった。一方、戦争終結後のアジアでのソ連の影響力を抑えるために米国はその軍事力と科学技術力の優位性を示す必要があった。マンハッタン計画では様々な核実験を試みていたが、唯一、都市とそ

細井 明美

こに住む人間に対する実験が行なわれていなかった。日本人への差別感もあったかもしれない。トルーマンは原爆投下を躊躇することなく指示した。

結果は周知されていることなので、改めて書く必要もないだろう。1946年、トルーマンは原爆投下後の放射線の影響を調べるために原爆傷害調査委員会（ABCC）を設置し、広島・長崎に派遣し被爆調査を行なった。

ABCCを管轄していたのは米科学アカデミーの原子障害調査委員会（ACC）である。ACCのメンバーにはマンハッタン計画に関わっていたシルズ・ウォーレンがいる。彼は核開発を担う連邦政府機関の米原子力委員会・生物医学部長でもあった。被爆者たちは治療を受けられると思いついて協力したが、検査のみで何らの治療も受けられなかった。ある被爆者の証言によると、男女関係なく全裸にされて廊下に並ばされたとのこと。アウシュビッツを想起するではないか……。

そしてABCCは現在「放射線影響研究

所」と名称を変え、米国政府と日本政府によつて運営されている（広島と長崎にある）。ABCの調査報告は米国では公開されているが、日本では未公開だ。

ベルギー領「マントフン」コブエ鉱山

マンハッタン計画で使用された核物質（ウラン）はどこから来たのか。当時、ウランを採掘していたのはチェコスロバキアとベルギー領コンゴ。特にコンゴ南部のシンコブエ鉱山は高純度のウランが埋蔵されていることで有名だった。鉱山を運営していたのはベルギーのオートカタンが鉱山

連合。米国は英国を仲介してベルギーのこの企業から大量のウランを購入して、秘密裏に米国へ運ばせた。1942年、マンハッタン計画で原爆開発が本格的に始動すると鉱山には米軍の技術者が入り、廃坑にされていた鉱山も発掘して3700トンものウランが米国に運ばれる。そして、シンコブエ鉱山は原爆開発を隠すために地図から消された。誰も情報を得られないから1951年には2792トン、1953年には1600トンのウランが米国に輸出され、近くには精錬工場も建設され警備強化のための駐屯地も設置されていた。

こうした状況で、ウラン採掘に働かされていた人々の境遇は悲惨極まりなかった。

た。三交代制で昼夜を問わず働かされ、何を採掘しているのかも知らされず、長期にわたって被曝したのだ。また鉱山で発生した廃棄物は最大20%のウラン酸化物を含んだまま投棄され、土地と水を汚染し鉱山周辺の地域の人々も甚大な被害を受けた。植民地体制のなかでこれらの事実も隠蔽され続け、コンゴが独立した現在でも被害を受けた人々の健康調査も補償もないままだ。しかもIAEAの調査団は一度だけ現地を訪れたが健康への影響を調査することも無かったという。

この報告は今年8月5日、韓国・ハプチョンで開催された非核平和大会のゲスト、コンゴのイサイア・モンビロ氏（「南アフリカコンゴ市民社会」会長）の証言である。彼によれば、彼の団体では毎年、核戦争の犠牲者を追悼するとともに、原爆開発におけるコンゴの知られざる役割を明らかにすることを目的として「ヒロシマとナガサキの失われたつながり」記念イベントを主催しているそうだ。

フランス領ポリネシア・ムルロア環礁の核実験

第2次大戦後、フランスに帰国した亡命科学者たち（彼らは英国・カナダで原子爆弾開発計画、米国のマンハッタン計画などに参

加）はドゴール大統領（当時）に次世代エネルギーとしての原子力開発を進言、これを受けて政府内に原子力委員会とフランス原子力庁が創設される。米国とソ連が核兵器開発を進める中、フランスでも独立した核抑止力を構築する必要性ありとして核実験の開始が急がれた。1960年は核実験の国際的規制もまだなく、大気圏内核実験が可能な時期でもあった。フランス本土での核実験は人口密集地や環境への影響から現実的ではないと判断し、アルジェリアのサハラが国際社会の監視や批判を最小限に抑えられる場所として選ばれた。アルジェリアは1962年に独立したが、エビアン協定に基づき1966年までサハラ軍事基地を利用する権利を確保した。サハラでフランスは1960年から1966年まで17回の核実験（大気圏内4回、地下13回）を行なった。しかし、アルジェリア政府の圧力と国際的批判の高まりから、核実験場をムルロア環礁に移した。

ここではもう一人の証言者、タヒチのアトウアヘレ・ティティ・ギエールラックさんの証言を引用する。

「1963年、300人以上のフランス兵がタヒチ島・トゥアモトゥ諸島の環礁に到着し、太平洋実験センターの建設が始まりました。私たちの意思に関係なく、フラ

ンスは核実験の場所を私たちの国に移しました。許可を求める代わりに、私たちの島と環礁を『人類のより大きな利益』のための実験に使用すると通知しただけでした。彼らは、実験は『安全』で『クリーン』で、環境や住民に害はないと言いました。彼らは嘘をついたのです。

フランスはムルロアとパンガダウファを占領し、核実験場として使用し、ハオ環礁を軍事基地として活用しました。ここで1966年から1996年の間に合計193回の核実験を行いました。1968年には『カノーブス』という最も強力な核爆弾を爆発させました。この爆弾は広島と長崎を破壊した原子爆弾の150倍の威力を持っていました。それでも30年間フランスは安全だと繰り返しばかりでした。

ムルロア環礁全域が放射能にさらされ、現在人々は世界で最も高い癌の発生率と、不妊症から奇形児の出産まで、深刻な生殖に関する問題を抱えています。

明らかな健康上の問題だけでなく、フランスの核植民地主義は、私たちの生活を支配する深刻な社会的、経済的、文化的、環境的变化をもたらしました。太平洋実験センターは、1966年以前には存在しなかった方法で資本主義を導入しました。島

民は仕事を求めてタヒチに移住し、この大規模な移住に追いつけなかった首都パペーテはスラム街が形成されました。家族はバラバラになり、消費は急増し、私たちの民族は祖先が代々守ってきた土地から切り離されました。

核植民地主義

ハプチヨンの非核平和大会で核の被害を証言したのは他にマーシャル諸島、カザフスタン、米国のナバホ族の若者たちで、彼らは「核」によって自分たちの故郷である土地、資源、コミュニティが不当に利用され搾取され破壊された事実を世界に訴えた。タヒチの女性が使った「核植民地主義」という言葉は私たちには馴染みのない言葉だが、核開発や核実験、廃棄物処理が、植民地主義的な構造や不平等な力関係に基づいて行なわれたことを批判的に分析する概念である。具体的に例をあげると、

＊核実験場―米国…マーシャル諸島（ビキニ環礁）

フランス…アルジェリア（サハラ砂漠）・フランス領ポリネシア

旧ソ連…カザフスタン（セミパラチンスク）＊ウラン採掘―オーストラリア（アボリジニの土地）、米国（ナバホ族の居住地）

＊核廃棄物―米国（ユッカマウンテン計画でのシシヨニ族の土地）

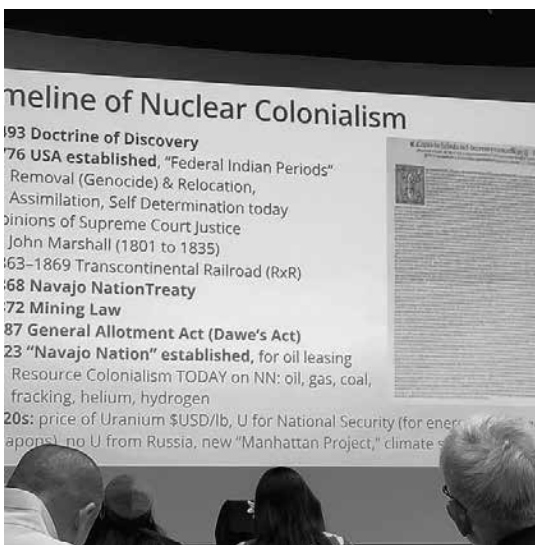
こうした植民地主義的構造の上に、核開発を行なってきた国々は核の支配を自分たちの特権として「核拡散防止条約」(NPT)を国連で決議した。核保有を認められた国は米国、英国、フランス、ロシア、中国。それ以外のNPT加盟国は核を持つことを許されない非核保有国となった。非核保有国は核兵器の製造・取得を禁止され、IAEAの査察を受けることを義務とする。アルジェリアのレイラ・ヘナウエイ（シュレフ大学国際法准教授）は『「核植民地主義」は単なる歴史ではなく、今も続く現実です。植民地主義は、誰が核エネルギーを支配し、誰がその結果に苦しむのかという、世界的な不平等を助長します』と主張する。

こうした「核植民地主義」の問題提起のあとの、日本の被爆者による「被爆の実相」は何とも言えない違和感があった。それは日本の植民地支配に目を瞑って被爆体験を語るこれまでの手法が、この場にふさわしくなかったせいかもしれない。ノーベル平和賞の会場では賞賛されても、西欧の植民地主義の暴力に耐えてきた人々に「被爆の実相」はどのように受け止められたのだろうか。会場から福島原発の被害者がど

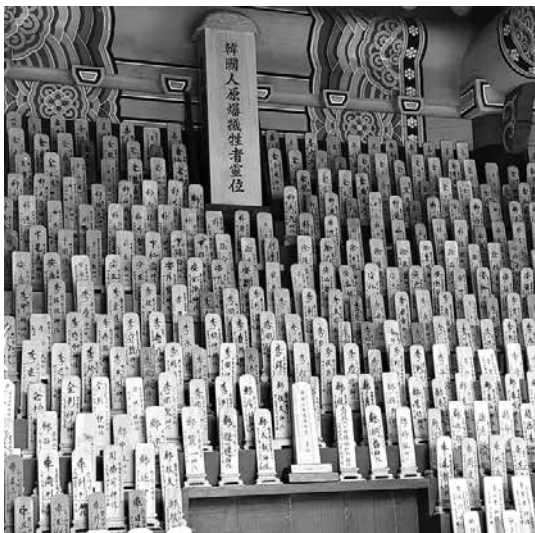
うなっているのかという質問があった。原発事故の被害者も「核被害者」だと認識しているからだろう。原爆被害が平和の問題として提示されてきた日本の市民運動の限界を感じないではいられなかった。

広島では「被爆の実相」を伝えることが行政をあげて進められている。そこには「軍都広島」の事実は市民に伝えられていない。過去の植民地支配への責任を省みない政府は広島・呉市に巨大な防衛施設の建設を進めている。歴史の視点に立っていない「被爆の実相」は政府によって利用されるという証ではないだろうか。

最後に「韓国ヒロシマ」と言われているハプチョンについて触れよう。日本



ハプチョン非核平和大会



ハプチョンの慰霊堂

の植民地支配によって農村破壊が進み、1920年頃から渡日する人が増加。特に広島は兵器製造工場が多く雇用機会が豊富だったためハプチョン出身者が多かったという。さらに戦争の激化にともない日本の労働力不足を補うため、1944年に朝鮮半島に「国民徴用令」が発令され、ハプチョンだけでも3360人が徴用された。広島では約7万人の朝鮮人が被爆（うち4万人以上が死亡）したが、その多くがハプチョン出身者だといわれている。

戦後、故郷のハプチョンに戻り、被爆による健康被害や社会的差別のなかで、彼らはコミュニティを築き現在に至っている。日本政府は2003年に「被爆者援護法」

のもと韓国人被爆者にも医療援助を行なっているが被爆2世の遺伝的影響は認めていない。

釜山から高速バスで3時間。山あいの緑が美しい場所にハプチョン慰霊堂がある。3800人が故郷に戻り安住の地を得たが、多くの位牌を前にしてその生涯を思うとやるせなさが募る。日本の植民地支配がなければ農村破壊も起きず、強制的に広島の兵器工場で働かせられることも、そして原爆被害に苦しめられることもなかったであろう。

植民地主義が農業を破壊することで人々を農業労働者から都市労働者へ移行させ、格安な労働力として酷使し、さらに民族の分断さえ招いたことを私たちは真摯に受け止める必要があるのではないだろうか。それはまた戦後80年一貫した米国の軍事的圧力、トランプ政権にみられるような経済的圧迫からの日本の脱植民地化にも繋がるような気がする。

※写真提供・筆者
(ほそい あけみ／本誌元編集委員)

のら 反天皇制闘争つぶし、弾圧を許さない 運動か 現場 運現 ——天皇出席の埼玉「植樹祭」 反対現地闘争

野村 洋子

5月25日(日)埼玉県秩父ミュージズパークで埼玉「植樹祭」が行われました。

全国植樹祭は、国民スポーツ大会(元「国体」、全国豊かな海づくり大会、国民文化祭と併せて4大天皇行事の一つです。天皇・皇后の「お手植え」、「お手まき」、それを手本に招待客が植樹します。天皇が「お言葉」を発し、天皇の参加を歓迎・感謝し、天皇に国土(皇土)の緑化を誓う儀式です。

全国植樹祭は、敗戦後の1950年第一回が開催されましたが、その前身は、戦中の1934年の愛林日記念植樹です。戦争遂行のための資材確保や国土、国民意識の醸成、国家総動員体制づくりに役割を果たしました。「植樹祭」も同様に戦後の荒廃した国土の緑化の一大国民運動として展開されてきました。天皇ぬきの全国植樹祭はあり得ないのです。

私たちは、かつて秩父困民党が、「明治」天皇制国家の農民収奪と闘った地において天皇翼賛行事をおこなうことは許さないと決意で、「もうやめよう!『植樹祭』埼玉実行委員会」を結成

し、学習会や現地調査をおこないました。

「植樹祭」当日の5月25日13時半に「轟かせよう!天皇出席の埼玉『植樹祭』中止の声を!秩父現地行動」をおこなうため、西武秩父駅前に集合しました。駅周辺はデモを潰そうとする暴力右翼集団と埼玉県警の機動隊や公安警察が埋め尽くしていました。デモ参加者は機動隊と右翼に囲まれた中に押し込まれ、そこで前段集会をおこなわざるを得ませんでした。

主催団体である《もうやめよう!「植樹祭」埼玉実行委員会》は、5月25日に「植樹祭」反対集会をおこなうために公園や公共施設など会場貸し出し申請をおこないましたが、秩父市は「植樹祭」反対と聞くや後付けの屁理屈を並べて拒否しました。集会場も公園も使えないなかで、西武秩父駅前ロータリーに集合し、14時10分に式典会場にむけたデモをおこなうことにしました。

右翼集団が数台のハンドマイクで「殺せ!殺せ!」などの脅迫的言辞や罵声を参加者に浴びせかける中で前段集会をおこな

いました。

主催者は、右翼の妨害をはね返し、秩父困民党蜂起の闘いを継承して闘いぬこうと訴えました。続いて大阪・神奈川・多摩・茨城・東京から参加した仲間たちから、各地での天皇行事との闘いの報告や右翼の差別・排外主義を弾劾する力強いアピールがありました。

デモ出発予定時刻になっても右翼の攻撃を理由に、警察はデモ隊の出発を止め続けました。

集合地点から直ぐその駅前通りのデモ出発点にたどり着いたのが14時半過ぎ、4列縦隊のデモを行なう予定でした(公安条例による規制)が、埼玉県警は右翼の殴り込みを放置してデモ隊を1列にし、わずしか進ませない状態が続きました。

右翼の殴り込みでデモ隊のマイクが壊されたり、プラカードを取られたり、ぐちゃ



デモ出発を止める機動隊と右翼



ぐちゃにされました。警察は公安条例でデモ隊を規制しながら、その条件さえも守らず、暴力右翼の殴り込みや違法な行動を放置し続けた。右翼の妨害を利用してデモ隊の表現の自由を圧殺し、天皇出席の「植樹祭」への抗議の声を徹底して弾圧したのです。

「植樹祭」の式典が終わり、天皇が会場から去ったずっと後の16時ごろになって、警察はやっと右翼を排除してデモ隊は通常の隊形で歩くことができました。1時間あれば終わるデモが約3時間かかりました。

車椅子での参加者も含めデモ参加者（約40名）は、警察の不当規制と嫌がらせ、右翼の暴力を跳ね返し、天皇出席の「植樹祭」反対の声を秩父の街に響かせ、デモを貫徹しました。

埼玉県警は前段集会やデモ解散地点さらには解散後においても、右翼の「こいつに『殴られた』『蹴られた』」などの事実無根の訴えをもとに、3人の行動参加者に事情聴取を強要してきました。

た。暴力行為をおこなったのは右翼であるにもかかわらず、です。「加害者」とされた参加者が事情聴取を拒否しても、執拗に追い回しました。

その後も弾圧は続き、そのうちの1人に對して7月3日（呼び出し日は8日）、埼玉県警秩父署の警官2名が自宅まで押しかけ、でっち上げ「傷害事件」の「加害者」として事情聴取の呼び出しをおこなってきました。明らかに弾圧ありきの不当な行為です。

私たちは、天行事「埼玉植樹祭」反対集会・デモをつぶそうとした行政・警察権力一体の弾圧は、憲法の定める思想・信条・表現の自由を根底から踏みにじるものであり、絶対に容認できないとして、以下の点に抗議する「共同声明」を発し、賛同集めを開始しました。

① 集会場（公園、会議室）貸し出し拒否について

② 右翼の集会・デモの暴力的破壊・妨害、埼玉県警による右翼の犯罪行為の容認について

③ デモ参加者へのでっち上げ弾圧策動について

同時に、救援連絡センターの弁護士を選任し、当該と弁護士同行で2回秩父警察署に出向き、事情聴取は、弁護士同席、録音、録画を要求しましたが、警察はこれを拒否

したため、事情聴取はおこなわれませんでした。8月20日まで4回の呼び出しが続きました。

実行委員会は当該と共に2回の秩父署への抗議と埼玉県警本部、埼玉県公安委員会への抗議・要請行動をおこないました。さらに、埼玉県知事、秩父市市長への抗議もおこなっています。その結果、埼玉県警（秩父署を含め）と埼玉県公安委員会は私たちの抗議に文書回答することを確認しています。8月20日以降、事情聴取の呼び出しは止まっていますが、予断を許さないと考えています。

二度と同様の反天皇制闘争つぶし、弾圧を許さないために、また埼玉県警および秩父署に、人権侵害の不当な呼び出し、刑事弾圧策動を直ちにやめさせ、でっち上げを謝罪させるまで、さらに思想・信条・表現の自由という基本的人権を蹂躪する集会場貸し出し拒否や右翼暴力集団、警察によるデモ破壊を許さず、謝罪を勝ちとるまで闘います。皆さんのご注目とご協力もお願いします。

（写真提供…筆者）
（のむら・ようこ／もうやめよう！「植樹祭」埼玉実行委員会）

『最後の証言者たち——戦場体験者・戦争体験者からのメッセージ』

澤田 猛著

高文研 2025年8月刊 3300円（税込）

戦後80年の節目の年である2025年8月15日に発行された本書を読んでの第一の感想は、80年という月日が流れた今になっても、あの戦争は何一つ終わっていないということだった。そして、80年という時間によって、あの戦争を生き延びた生き証人である戦場体験者や戦争体験者の方々が御高齢になり、本書で取り上げられている取材対象の方々が命のリミットギリギリのところまで、生の声を残しているということが、本書を価値ある一冊にしている。本書の完成を見ることなくほとんどの取材対象の方々が鬼籍に入られてしまったことは残念でならないが、まさしく本書に残された言葉は、取材対象者から現代を生きる我々への遺言書となっている。

それにしても本書に収められている取材対象の多さには目を見張るものがある。本書は二十五章からなる取材対象者の戦場体験、戦争体験で構成されている。戦争を生き存えた特攻隊員の戦後を皮切りに、元BC級戦犯だった人々、あらゆる地域の空襲被害者、戦地での遺骨収集に携わる人々、南洋諸島の島々や、朝鮮半島、中国に残された傷跡とその傷を抱えながら加害・被害を生きた人々、日米それぞれの捕虜となった

人々、そして現在に至るまで心身の傷を抱えている人々や、そうした人々の為に現在もお国家の補償を求める人々など、多種多様な体験者の方々を取材している。日本のみならず、前の戦争で日本が残した戦争の傷跡が残る海外も含めた現地に実際に足を運んで取材を行なっているその行動範囲の広さにも頭が下がる思いであった。

これらの証言から見えてくるのは、先述した通り、遺骨収集の問題ばかり、空襲被害者の補償問題ばかり、その他、大日本帝国時代の植民地下にあつて被害を受けた方々に対しても、何一つ戦争被害の事後処理、補償の問題は終わっていないということだ。戦後、政府と与党は何度も「戦後処理問題はこれで終結した」という文言を「忍論」を楯にあらゆる民間人（朝鮮人や中国人も含む）の戦争被害への補償を拒否してきた。戦前の大日本帝国憲法の時代から、戦後の日本国憲法の時代になった現在に至っても、国というものは「死者の人権」も、「生き残った人達の人権」も守らないものだということが、本書で取材されている方々の証言からよく分かった。国や軍隊の人権意識の無さに比して、著者の文体には、人の命というものに対する人権意識がそこかしこに鏤められている。例えば、厚生省の公表する遺骨数の表示の仕方の「柱」に対して「柱」という助数詞を使うのは死者の霊に対し、著しく礼を欠いた不適切な表現と考える」という考えの下に死者の数を「柱」ではなく「体」という字

に改めるなどという箇所にも著者の人権意識が表れている。

ともあれ本書に残された戦場・戦争体験者からのメッセージを、現代を生きる我々がどのように次世代に語り継ぎ、平和構築の為に活かしていくのが問われているのだと思う。

兼坂壮一（かねさか・そういち）／「東京大空襲被災・資料センター継承講話スタッフ」

『闘う1980年代——社会運動史研究 6』

大野光明・小杉亮子・松井隆志編

新曜社 2025年7月刊 2600円＋税

『社会運動史研究』誌が、同人3人の編集によって創刊されたのは、コロナ禍の波及に先立つ2019年2月、そういえば令和改元も同年のことだった。この雑誌が「研究」の名をとっているとはいえ、今日の社会運動状況とその歴史にどう向きあおうというのか、注目されたものだった。それから7年、昨2024年を飛ばして今年、第6号が「闘う80年代」の特集として刊行された。最初このタイトルを見た時、少々疑問が生じた。なぜ「80年代」なのか。いま「80年代」とくくってとらえる意味はどこにあるのか。その点、特集の意図は編集者3人の名による巻頭論文で明快

に示されている。「脱政治化」といわれる80年代を「社会運動史から」問いなおすこと。その意味で本誌が当事者へのインタビューを主にして編集されていて、それぞれの記事が彼ら彼女らの直面した現実の重さによって、多くのことを語るものとなっている。

反天連や横須賀の反米軍基地闘争、あるいは指紋押捺拒否、さらにはレズビアン解放運動。インタビューを読んで気がつくのは、それらの証言が、60〜70年代に端を発する、あるいはその時代の運動を巡る現実の変化に正面から対応して、自らを変化させ、80年代へ、新たな問題に取り組んでいった過程を浮き彫りにしていることである。その点は本誌の巻頭論文で編者たちが、「八〇年代」に先立つ「運動の隆盛の時代」からさらに「九〇年代」へ、「運動の持続とともに運動とそれを取りまく構造の変化」を認めていることに連なるであろう。勿論それは決して客体的な状況の変化の問題ではなかった。天野恵一がインタビューで、当時の「政治闘争」に触れながら「七〇年代の分岐」について語っているが、実際この時代、「戦後」世界の大きな変動に直面しながら、社会運動の様相が国際的にも一変していた。問題は、その「分岐」と転換の様相、意味を、今日どう考えるかということだろう。

興味深かったのは、本誌の編者たちが皆、この転換の進む時代の後に生まれ、幼少期を過ごした世代に属していることだ。そして、編者たち

にとって、社会運動史の研究の「起点」、ないし「基点」が、1968年に象徴される世界的な運動の時代におかれていように見受けられることだ。彼・彼女らにとって、「同時代」はこの時代に始まっているといえようか。（その意味で、本誌において「68年」に先立つ時代とその運動の「歴史」への問いは、やや希薄であると見られるのだが）だが今日、世界の現実、冷戦体制の崩壊以後の動揺を経て、予断を許さない展開を示している。「八〇年代」の社会運動への問いが、ただ運動はあったのだというに留まらないものとするれば、編者たちにとっての「同時代」とは、またその中での運動とは何なのか、本誌によってさらに問題が深められていくことを期待したい。

加藤晴康（かとう・はるやす／元大学教員）

『核抑止論』の虚構

『核抑止論』の虚構

豊下 楯彦 著

集英社新書 2025年7月刊 1265円（税込み）

「核抑止」という概念は人口に膾炙（かいしや）している。また、その俗称である「核の傘」（厳密には「拡大核抑止」）についても同様である。そして、それらがどのような理論であるかについても、およびその共通理解（＝「常識」）があるだろう。す

なわち、「核抑止」とは、敵国から自国への攻撃に對し（「核の傘」の場合には、同盟国への攻撃に對し）、核兵器で報復する意図を示すこと（＝脅し）で敵国に軍事行動を思いとどまらせる考え方である、と。

はたして、そんなことが実現可能なのだろうか？ というのも、この理屈に基づけば、核兵器を保有すれば国家の安全は保障されることになるからである。ところが、現実には、核保有国であったとしても戦争を回避することはできない。アメリカやロシアは言うに及ばず、インドとパキスタンは未だに軍事衝突を繰り返しているし、かつてエジプト・シリアがイスラエルに戦争をしかけ、結果としてオイルショックが引き起こされたことは、誰もが知るところである。核を保有することによって国家の安全が保障される、という考え方が「神話」に過ぎないことは歴史が証明している。「核抑止論」が「チェス盤なきチェス・ゲーム」（＝机上の空論）とも呼ばれる所以である。

にもかかわらず、「核抑止論」が国家安全保障の文脈において盛んに論じられるのはなぜなのだろうか？ あるいは、そもそも「核抑止論」に対する私たちの「常識」に誤りがあるのだろうか？ 本書は、こうした「核抑止論」に対する私たちの「常識」が抱える本質的不合理を論理的・歴史的に解き明かす試みである。それは、「核抑止論」そのものに孕まれている論理的矛盾を暴くものでありながら、同時に、「核抑止論」を生み

出した核保有国の思考とそれに基づく国際政治の具体的な展開の中に誤謬を見出す作業である。そこから見えてくるのは、「核抑止論」が実のところ「現実主義」ではなく、むしろ理性を放棄した「狂気」によって成り立っているという構造である。核を含めた飽くなき軍拡競争の現実を「正気」の世界だと錯覚するほどに、私たちは「狂気」に満ちた世界にいるのだという著者の危機意識が本書を支える土台である。

ゆえに、本書は、この「狂気」に満ちた世界から脱出する方法を模索する試みでもある。それは、核なき世界を実現するための道筋である。つまり、本書の要諦は、「核抑止論」批判をとおした「核廃絶論」を唱えることなのである。

それでは、克服すべき「核抑止論」の陥穽と何であるのか？ 著者によれば、それを読み解くカギは、「脅し」と「狂気」にあるという。

まず、「脅し」についてみていこう。先にみたように、そもそも「核抑止論」においては「脅し」こそが理論の大前提となってきた。しかし問題は、この「脅し」が「脅し」として機能するかどうかにある。なぜなら、「脅し」が機能するか否かは、脅す側ではなく脅される側の判断、認識にかかわっているからである。つまり、「抑止」とは、相手側の「心理状態、危険性の評価に依存する」のである。だからこそ、「抑止力」を発揮するためには、相手側に「脅し」が「本気」であると受け取られる必要がある。

では、いかにして相手側に「脅し」の信憑性を認識させることができるだろうか？ もっともシンプルな脅迫は、核兵器の大量保有による破壊力の誇示である。米ソによる核開発競争を支えた論理はまさにそれである。しかし、核兵器の使用には「タブー」が付きまとう。広島・長崎という「ホロコースト」を再現することになるからだ。その核の「タブー」を突破するために採用された方法が、理性を喪失した状態、すなわち「狂気」の演出である。かつて、アメリカのリチャード・ニクソン大統領は、ベトナム戦争時に、「狂人」を装って北ベトナムに十数回にわたって核の「脅し」をかけ降伏を迫ったことがあった。つまり、アメリカは戦争を終わらせるためにはどんなことでもやりかねないところまできていると、北ベトナムに信じ込ませるために、ニクソンはあえて「狂人」として振る舞ったのであった。ニクソンはこれを自ら「狂人理論」と命名した。ここに、プーチンやトランプを重ね合わせるのは容易だろう。翻って、この「狂人理論」および「核抑止論」に楔を打ち込んだのが、ソ連のミハイル・ゴルバチョフの「新思考外交」であったと著者は論じている。ゴルバチョフは、「核時代は不可避免的に新しい政治思考を要請する」とし、従来までの核による報復に対する恐怖という「抑止」あるいは「威嚇」のドクトリンに依拠して国家の安全を構築することはできないとした。そして、むしろ、これからの国家安全保障は相互的なものでしかあり

えないという考え方を提唱したのである。つまり、「核抑止論」の考え方に依拠した国家安全保障という構想は、飽くなき軍拡競争を招き、戦争勃発の危険性だけではなくそれ自体（軍産複合体）が国家体制を崩壊へと導く「旧思考」である、と。ゴルバチョフは、「軍縮」の論理を提唱したのである。それは、「地球規模の軍縮計画」であり、「全世界の核兵器を完全撤去する計画」であった。この計画の具現化の一端が、米ソによる「中距離核戦力全廃条約」の締結であり冷戦の終焉であったことは言うまでもあるまい。

ここまでくれば、著者がこの「歴史的特異点」から私たちが何を学ぶべきだと考えているか明白だろう。つまり、私たちが歩むべき道は「軍縮」であって「軍拡」などではないのだ。それこそが、この「狂気」の世界から私たちが脱出する唯一の「現実的」かつ「具体的」な方法だということを本書は改めて教えてくれる。「狂人理論」に依拠した為政者が跋扈する現代にこそ、顧みるべき歴史の教訓が本書には詰まっている、そんな良書である。

横山道史（よこやま・みちふみ／本誌編集委員）



「憲法学的意味の革命」とは何か？

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——さあ、今回は宮沢俊義さんの「八月革命論」の、何がどのような異論があるのか、より具体的に理解しやすく、論じてください。

天野 ハイ、そのつもりです。でも最初に、前号の「読者のおたより」に答えさせていただきます。

「日本国憲法9条は、本当は1条であるべきなんです!! 皆さんいかがでしょう?」それにやつと気づいたという声です。八月革命論議にストリートに関連しますから。

——ハイ、どうぞ。

天野 私も、この意見に基本的に賛成です。この文章を眼にした時、私はすぐ池田浩士さんの「『憲法』の『天皇』条項とどう向き合うべきか?——さしあたり問題を整理することから」(『いま、「共和制日本」を考える』(『三書館』2011年)という論文を思い出しました。

そこで池田さんは、自分がデモをする時、常につけているゼッケンには、「憲法の九条を第一条に!」と書いてあると語りつつなぜ一章(象徴天皇制)はいらないのかをキチンと

整理して論じています。未だ読んでない人は、ぜひ読んでください。

——私も読んでみます。アレ、まだ読んでいなかったのか、という表情ですね(笑)。

天野 モチロン(笑)。ただ私はこのステキな提言を以前読んだ時、基本的に反対ではないのですが、正直、ストンと胸に落ちない気分もありました。

——エッ、どういうところ?

天野 あのと、日本国憲法には、立派な「前文」が書かれています。書き出しの部分は、こうです。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、そ

の権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する……」

立派で文句ない文章ではあるが、憲法が排除しているはずの法(軍事政策)にかまれて生きている現在の私たちには、眩しい言葉ですね。

そうした問題はともかく、このように(「主権在民」原則は、前文にハッキリと書かれていますね。だけど本文には、それが無い。

——エッ、第一条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」って書かれているんだから、あるじゃない、一条に。

天野 でもネ、それって天皇条項とセットで書きこまれてるわけでしょう。一条に、天皇条項のブレーキとして。それすらカットすると、ナシ。だいたい、天皇条項がトップにまとまっている、大日本帝国(天皇主権)憲法のスタイルが踏襲されていること自体がおかしいじゃない。だから、この占領軍の強いスタイルから脱出するためにも、一条にはスッキリと「主権在民」の宣言が入っているほうがいい。

——ナルホド。その点に、こだわるわけね。

天野 ただ、池田さんも、九条が一条になることの積極的意味について、そこでこう論じています。

「これがまず最初に掲げられるべき最重要の要件なのだ。ということです。民主主義国家を標榜している現在の様々な近代国家が、第一条で、実質的な第一条で謳っている『国民の権利』よりも前に、これが来ることになるんです。そういう意味で私たちの新しい憲法は特異な憲法になる。天皇条項ではなくって、戦争放棄と戦力不保持。／／そして実は、第九条というものが重要なのは何故かというところ、日本は二度と戦争をしません」とか『平和国家です』とか『世界に誇れる第九条！』とかいうんじゃないくて、第九条が文字通り、自由・平等・友愛のうちの、とりわけ平等と友愛の実現と不可分のものだからです。もちろん自由の実現は他の二つの実現と切り離せません。つまり簡単に言うと、第九条は非排外主義、反排外主義のシンボルだと思ふのです。つまり軍事力によつて国際紛争を解決するということ放棄するというのはどういうことかというところ、これは自分たちの国家社会のために暴力によつて、言い換えれば国力や国際的地位や差別的圧力によつて他の国家社

会を否定しない、他国に干渉しないということ。つまりこれは自分たち自身の日常生活の中では、自分の社会的な力で地位や財力や『門地』で、他者を威嚇したり攻撃したり抑圧したり排除したりしない——つまり言葉の本来の意味での排外主義的な生き方をしないということであつて、これは現在の第九条を日常の中で実現するということと密接に関わつてゐると思います」。

だから、九条に、国籍の枠をとっぱらつた日本列島住民こそ主権者だという規定がプラスされればいいという修正案です、私のは。

また少し、廻り道をします。一九四五年十月二十日～二十二日の『朝日新聞』への美濃部達吉のコメント。

「私はいわゆる憲法の民主主義化を実現するためには、形式的憲法改正は必ずしも絶対の必要ではなく、現在の憲法の条文の下においても、議員法・貴族院令・衆議院議員選挙法・官制・地方自治制その他の法令の改正及びその運用により、これを実現することが十分可能であることを信ずるものである」。

宮沢俊義の一九四五年十月十九日の『毎

日新聞』でのコメント。

「現在のわが憲法典が元来民主主義傾向と相容れぬものではないことを十分理解する必要がある」。

「この憲法における立憲主義の実現を妨げた障害の排除ということは、わが憲法の有する弾力性ということと関係して、違憲の条項の改正を待たずとも相当な範囲において可能だということに注意するを要する」。

この時点（一九四五年十月）で、二人とも（八月革命）があつたという認識など、コレッポッチも持ち合わせていないことが、この発言でよく読めますね。憲法はそのままでヨシなんですから。

憲法問題研究会編の『憲法を生かすもの』（一九六二年・岩波新書）に収められている佐藤功の「占領初期における憲法論議」で紹介されているものです。

八月十五日の〈革命〉には、実は二人とも頭の中だけでも、それにまったく参加していなかったわけですね。その革命が後からつくられた法理論としての形式的整合性をつくりだすための屁理屈にすぎないことは明白です。（民衆不在の紙の上だけの革命！）

——でも、この説つて、戦後の憲法学会を支配した学説なんでしょう？

天野 そうです。今年の八月に宮沢の文章があらためてまとめられて岩波文庫で出ましたね。『八月革命と国民主権主義』。

——読んでこい、というから、まじめに読んできましたよ！「天皇（現人神）主権」から「国民主権」へのラディカルな憲法原理の転換を、わかりやすく説明していて、通説として定着してきた理由は、私なりに、よく読めました。でもそれが、民衆不在の「八月革命」という、おかしい主張である、という天野さんの批判を、もちろん認めないわけではないんですけど。法律の理屈としては、こんな風にするしかなかったんじゃないの？

天野 イヤ、そう単純な話にははいけません。だいたい、皇室をそのままでいいという主張と、八月革命憲法はどういう関係になっているの？ おかしいでしょう。どんなに「偉い人」の主張でも、変なものの変なものはダメなものはダメなんですから。

また、美濃部さんの方から行きますね。

大日本帝国憲法でいいじゃないかという立場が、宮沢とともに、彼の戦後のスタートだったことは、今確認しましたが、枢密院での彼の新しい憲法反対論の理由なんです。が、法の論理として認めたい、というだけじゃなくて、天皇制が新しい憲法でどうなるのか不安だったことが、もう一つの決定的な理由だったようなんですよ。

——エッ、なぜ、どうして。あの大正リベラリストの美濃部さん、神権天皇主義者の右翼にピストルを撃ち込まれた人でしょう？

天野 ハイ、私もキチンと読みこんでない時は、信じられなかったんですが、それって「戦後民主主義」が作りだしたムード的な神話に私たちがのみこまれていたからにすぎませんね。この問題、また長くなつて、マワリミチが長くなりすぎるといけませんから。トータルな美濃部研究書というやつは、おそらく一冊しかありません。家永三郎さんのその力作の、この問題の結論部分を紹介します。「憲法よりメシだ」の飢餓の時代ゆえに「憲法改正不要論」を、この時代に美濃部が主張していることを紹介したのち、家永はこう論じています。

「美濃部は『最近十数年のわが国政が反民主主義的情勢をなすに至つた原因としては、第一次軍閥内閣の成立とそれに伴う武力政治の実現、第二に議院に衆議院の機能の喪失、第三に国民の自由に対する極端な圧迫、第四に極めて偏狭で且つ神秘的な国体観念の強要などの諸点を挙げる事が出来る』としながらも『此等のいずれにしても憲法の正文に基づいたものではない』と言ひ、単に憲法の解釈・運用ならびに下級法令の改廃のみによつて民主主義的な憲法政

治を実現することが可能である、と主張したのである」。

多年にわたり明治憲法の前向きな解釈によつて、最大限の立憲主義の実現の努力をつみあげて、学会の通説となり成果をあげてきた彼が、こうした保守主義になるのは、ある必然性があると家永は美濃部に同情的です。ただ天皇制の問題については、家永もさすがにハッキリと批判的に論じています。

「それにしても、明治憲法下における非民主主義的国政を単に『最近十数年』の『軍閥』政治のみに限定していることや、もろもろの非民主的国政を憲法と全く無関係の偶発的産物であるかのごとく考え、憲法自体に内在する非民主的規定や、憲法と密着して裏側に持続している天皇制の機構とイデオロギーの大きな役割を無視することなどは、明治憲法体制の認識として、著しく非科学的との批判を免れえないであろう」。

——フーン。「軍閥」に責任をおしつけて、占領下の民主主義体制に自分たちの戦争責任を問わずにだれ込んだ、日本の天皇制や政治支配者たちと、同じ心情と論理がそこにあるわけね。

天野 どうもそういうことのように、美濃

部さんだけでなく、ファナチックな右翼に攻撃され続けた津田左右吉さんなんかも同様な強烈な天皇家愛好家で、敗戦直後はみな驚かされたようですね。オールド・リベラリストはほぼ、天皇家を国家のシンボルとして生きること自体を批判的に考える視点はなかった。

この辺は「重臣」のリベラリズム(ファナチックな右翼嫌い)とほぼ共通しているようですよ。——とすると、美濃部さんは、非政治・非宗教のタテマエであるとする象徴天皇制に変えられることに、日本の政治支配者たちと同様、不安を感じていたわけ、彼でも。

天野 そのようです。国家への一体感を持たせるシンボルとしての世襲の天皇(一族)への崇拜は強くあった。天皇制の民族排外主義的イデオロギーにもほとんど批判的な意識はなかったようですよ。

詳しくは、家永さんの『美濃部達吉の思想史的研究』(一九六四年・岩波書店)を参照してください。岩波で出た家永さんの全集の第六卷(一九九八年)に収められています。

——だとすると、宮沢さんの「八月革命」論とはひどく距離があるじゃない。(革命)てのは、彼にとっては言いすぎじゃない?

天野 宮沢に引っ張られてかどうかは知らないけど、ポツダム宣言受諾を民主主義革命成立とする主張を、すでに紹介したよう

に、この時代、彼も展開していることは間違いない。

あの、私がこだわりたいのは、美濃部さんの方ではなくて宮沢さんの方なの。

——エッ、だって宮沢さんの方はスッキリしているじゃない。国民主権への天皇主義からの「革命的」転換の意味を、あれだけ熱っぽく論じているわけだし。

天野 ウーン。家永さんは、美濃部は年齢的に新しい時代(社会)の変化に対応するのは無理だったのでは、とその点も同情的です。でも宮沢の方は美濃部さんに比較しても若かったから。かなりスピーディーに占領軍の意図をくんで激変に対応した、だけかもしれないんです。あなたの読んだ、主に法哲学者尾高朝雄との論争文などを通して「憲法学的意味での革命」＝八月革命説は、自分の中でキチンと論理的に整理されていったんじゃないのかな?

天皇主権の論理と「国民主権」の論理が連続しているかのごとく説く「ノモス」(正義・則)主権論は、大日本帝国憲法と戦後憲法にも共通しているということを示すための、すこぶる政治主義的な主張(モチーフ)のもとに作られたものであったことは明白ですね。天皇制の連続性を積極的に意味づけたいというね。この点は、尾高自身が認めているわけですから。

——キチンと論証してくれないと。

天野 宮沢の主張と態度は、読みとくのがかなり困難なんですね。もちろん、私の推論はそれなりに示せますが。

これ自体、大テーマなんで、八月革命論それ自体の批判的検証とともに、次回なんとかやってみたいと思います。

——めずらしく、逃げましたね(笑)。

天野 まさか、そんなことはないですよ(笑)。

(あまの・やすかず／本誌編集委員)



210号(前号)の訂正とおわび

訂正しお詫び申し上げます。

天野恵一「皇室情報の検証②」

34ページ1段11行目

(誤)「護憲」の主張が

(正)「読売」の主張が

〈よその〉目線の広島^②

怒涛の「8・6」「8・9」 明けて

田浪 亜央江

ここ二、三回、締め切りギリギリまたは締め切り後に謝りながら書くことが続いたのだが、今回は一転、まだ次の原稿依頼が来る前の8月10日にこれを書いている。「8・6」「8・9」関連のイベントが怒涛のように終わったところで、身体以上にすっかり疲れ切った「感情」をケアするための個人的振り返り、そして備忘録としてこの連載枠を使わせて頂けるなら一石三鳥、というつもりだ。

「8・6」「8・9」というのは言うまでもなく、広島と長崎の原爆忌だ。今年は「被爆80年」ということで大きな節目とされて来た。しかしガザでのジェノサイドに抗議して原爆ドーム前でスタンディングをやっ

てきた私たちにとっては、「80年前の原爆」忘れまじ、という話では済まない。

ここまではいい。でも、それ以上の内容について、関わっている人たちのあいだで深めてゆくことはとても難しい。原爆ドームの前にパレスチナの旗が掲げられているという視覚的な訴求力に頼り続ける運動のあり方に、私はずっとイライラして来た。原爆ドームを借景にただで、何か特別なことをやっているように思込むのはまずい。訪問者に対して「発信」はしても、立っている人同士できちんとした議論はほとんど出来ない。だからこそ、継続的な学習会や会議が出来るように無理して事務所を設置したわけだが、デモやイベント用のグッズや機材、売り物の置き場、そして作業場としては便利でも、学習会や話し合いをするための場所としては、正直あまり機能していない。

いろいろな理由があるが、やっぱり「言葉」の問題は大きい。英語話者も日本語話者も、平和公園の訪問者とはそれぞれ英語、日本語で話せばいいし、コールもそれぞれ得意な言葉で叫べばいい。意思伝達に多少の誤差が生じて一一緒に作業は出来るし、それは楽しい。でも、活動方針や「声明」の内容を話し合うのには、ある程度の語学力が必要だ。活動的な英語話者は必然的に、

英語の出来る人と連絡をとり、自分が発案する活動に誘うわけだが、その人自身がやりたい活動とはズレていることもある。また、せっかく一度会議に来たのに、次には来ない場合の背景にもこうした「言葉の問題」があるはずだが、それを公然とは言いにくかったりする。そういうわけで、メンバーのあいだに見えないストレスが溜まっているのを感じていた。

他方で私自身は、8月6日に駐日パレスチナ大使を呼ぶ集会をやろうと言い出してからは、これだけは自分のイニシアティブで「ちゃんと」やろうと思った。ただ話を聴くだけではなく、主催者の立場とこれまでの経緯を説明し、広島側の発言者をあらかじめ用意して「対話」のかたちにする。賛同金を集め、必要なお金は使い、ライブ中継もやる、というふうにはロジ面でも出来るだけのことをしたい。今さらパレスチナ大使を呼ぶ集会なんて、東京ではあまり意味ないにせよ、広島でやることには歴史的な意味がある。私自身の勝手な思い入れだが、一人ではやれない以上、多くの人にこのイメージを共有してもらう必要があった。

たまたま、これまで活動の中心メンバーだった英語話者のRさんが、グループの活動から距離をおくと宣言した。「日本人メ

ンバーが主体的に行動しない」ことに業を煮やし、国内外のパレスチナ解放運動との情報交換や連携に力を割くことにしたようだ。自分が辞めればあなたにもっと負担が行く、それはアンフェアなことだけど仕方ないんだ、というメッセージが来た。私には大ショックだったが、これを機に思い切って日本語だけの会議を招集し、大使集会への協力を求めた。

ただ、ほかにも英語話者メンバーはいるし、いずれにせよ外国人観光客の多い平和公園を拠点にして活動をする以上、英語での発信は不可欠である。今回のような場合、通常の集会コーディネート以外に、英語・日本語間の調整作業が必要だから余計たいへんだ。

言語の問題以上に「文化」の問題がある。例えばRさんが私たちの活動について何か書く場合、米国の先住民コミュニティやハワイ、メキシコ、カナダ、ドイツ、フィリピンなど各地の活動家らと連携しながら活動していることを強調し、「パレスチナ解放は私たちすべての解放だ」と断言する。世界のさまざまな地域の人々とやり取りしているRさんにとって、これは大風呂敷でも何でも無い実感のはずだ。だが、これを日本語に訳してグループとして出す宣言文とした時に、多くの日本人メンバーが当事

者意識をもつことは難しかったと思う。

今回は私がまず日本語で「広島パレスチナ8・6連帯宣言」を書いた。日本の植民地・戦争責任と原爆使用の関わりから始め、英国によるパレスチナ統治と日本の南洋諸島統治のつながりに言及し、現在の日本とイスラエルの軍事協力を止めることは日本の植民地責任に向き合うことであり、それが私たち自身を解放してゆくための第一歩になる、という流れ。日本の歴史を背負っているという意味で「私たち自身」の解放とは書いたが、世界中の仲間を含む「私たちすべて」の解放とは言わなかった。これを英訳してRさんら英語話者にも読んでもらったが、どうもまだるっこしい文章展開に見えたようだ。でもそれはどうしようもない。当日までの数日は、優先事項をうまく取捨選択しないと間に合わない、と焦りながら、何とか無事に終わった。

グループと距離をおくことを選んだRさんに対し、同じく英語話者のDさんは「広島のコミュニティ」のありようを学び、そのメンバーとして発信しようと思んだように見える。彼は原爆ドーム前での8月9日のイベントで読み上げる文章を作成するのにやたらと悩んでいた。数日前に入植者に射殺されたパレスチナ人活動家への追悼文だが、広島の人間でない自分の文章は、「広

島の声」になり切っていない、と言う。広島を代表してくれとは誰も頼んでいないので、あくまで個人としての思いを書くように言ったが、彼は文案の作成に悩み過ぎ、本来やるべきコーディネートをほとんどしなかった。地理的に遠く、ふだんはなかなか活動に参加できない広島大学の留学生たちがたくさんキャンドルを準備して合流してくれたのに、行き違いで開始時間が過ぎてもDさんも私もドーム前にいない、という失態を犯した。雨も降り始めるなか開始が遅れ、行き当たりばったりで1時間半、たくさんさんの連帯スピーチを交代で代読してゆくあいだ、本当に気疲れた。片付けが終わってDさんと二人になった時、私は涙声で「ひどい運営だった」と口にした。

ここには書ききれないが、一つのポイントとして「広島」の活動の主体、主語の範囲は何か、という問題があると思う。パソコンを前に放心していると、当日は仕事で参加せず、写真だけ見たメンバーから、「この街で生まれ育ち、この街で死ぬ私にとっで、こんな素晴らしい活動を目に出来るとは感激だ」という意味の感想が流れて来た。この手の言葉が出て来るから広島は嫌なんだ、と思わずつぶやいてしまったが、それはここだけのことにしておかなければならない。

(たなみ・あおえ／中東地域研究)

市民意見広告運動 事務局だより

各地で35度を超す日々も続いた今夏、皆さまお変わりございませんでしょうか。

事務局は、「意見広告運動」作業も一段落し、週1回水曜日に、集まれる人数でおもな作業をこなしてきました。9月に入り、そろそろ次期・2026年意見広告運動の立ち上げが始まります。

「市民の意見30の会」および「市民意見広告運動」とも、5月から会計年度が切り替わりました。本誌209号（6月号）の2024年度会計報告にも記しましたように、会計担当が代わりました。関連する担当にも異動がありましたので、この機会に、事務局作業の一端を紹介しながら、説明いたしましょう。

◇市民の意見30の会宛に、ほぼ毎日、会費の振替払込があります。払込取扱票を取得し、データベースに入力していきます。この作業は長らく森安さんが担当され、それを10年ほど前に對馬が引き継ぎ、今年度からKさんの担当となりました。この入力作業は、入力箇所が多く、会費期限更新の判断に迷うことも多いため、なかなか大変

な作業です。

◇市民の意見30の会の会計は、上口さん↓野澤さん↓對馬と引き継がれ、今年度からHさんの担当です。

◇意見広告運動の会計担当の異動はありません。今年度から、ゆうちょ銀行の口座管理は、對馬からMさんとTさんお二人の担当になりました。

なお、小口会計（現金出納）と銀行口座管理の担当は、これまで通りです。

◇意見広告運動事務局では、日程管理や文章の起草などの中心的な役割を、KさんとOさんお二人がこれまで長く担ってきました。

その負担を何とか減らそうと、事務局の皆さんが、話し合いを重ねました。その結果、だれでもが各種作業を担えるよう、今年度から協同作業をしっかりと高めていくこととなりました。

意見広告運動の事務局は、水曜日が定例の作業日。賛同よびかけが始まると、月・水・金の週3回になります。お茶の時間には、さまざまな話題が飛び交い、世のありさまや《情勢》についても話が交されます。

先日、話題提供も兼ねて、書籍の回覧が事務局内で行なわれました。『ルポ 軍事優先社会——暮らしのなかの「戦争準備」』

（吉田敏浩著、岩波書店、2025年2月）という新書本です。会員の皆さんのなかにも、お読みになった方がいらつしやるのではないでしょうか。要領よくまとめられたルポで、日本各地で進行する軍備増強＝戦争準備のようすが一望できます。

同じ岩波新書から6月に出た、永井幸寿著『戦争と法——命と暮らしは守られるのか——』は、私からのお薦め本です。《軍隊とは、国家を守るための組織であり、国民を守るための組織ではありません》と強調されています。批判的立場から、軍事的リアルを知ることが、市民運動にとって大切ですよ。

意見広告の「よびかけ文」や意見広告文面にも、こうした学びのいくつかが反映されていくかもしれません。

對馬 労（つしま・つとむ／市民の意見30の会事務局・ネコの手班）



★意見広告の継続を

東京都港区 佐野二三子
 「見てほしい、多くの人の平和への願いを」と思い、意見広告の継続を支援します。

★話し合いの外交を

東京都板橋区 中仁澤富子
 核は原発を含めていりません。まして戦争なんてもつとありません。武器はだからいりません。外交、話し合いをしましょう。

★無言館に行きます

千葉県船橋市 林 正廣
 ヒトは地球をメッボウさせるのか？と暗くなる。「市民の意見」に未来への光を感じる。「赤旗日曜版」は「無言館」を連載中。近々三度目を行くつもり。

★ファンです

東京都文京区 内海洋子
 継続、なかなか続きませんが、ファンです。たんぼ舎ボランティアです。

★外交が日本の使命

東京都日野市 宗近弘武
 戦争を起こさない外交——国内外でそれを極めるのが日本の使命。

★天野恵一さん、がんばれ

神奈川県川崎市 土屋芳治
 天野恵一さん、まだまだ頑張つてほしい。

★声を上げて平和を守ろう

北海道上川郡 加藤美智子
 声を上げて行動しなければ「平和」は守ていけない！いつも「はて？」と思いながら暮らしています。

★記事内容が適切です

長野県下伊那郡 何原弓弦
 資料がなかなか読み込めませんが時宜を得た内容に自分なりに読むようにしております。記事内容の適切さに古い頭を揺さぶられております。

★参政党に反対する

大阪府茨木市 目笠修宏
 反共産党を唱える右傾化はファシズムへの道。とりわけ参政党に反対する。

★日本版ファシズムか

栃木県足利市 君島好信
 参政党が躍進し、旧安倍派、特に、高市などと組んだら、民主主義が崩壊し、日本版ナチスのファシズムに陥るだろう。

★健闘を祈ります。

千葉県市川市 新居弥生



編集委員

阿部めぐみ

天野恵一

有馬保彦
 (本号担当)

梶野 宏

北原博子

西田和子

横山道史

吉田和雄

市民の意見30の会・東京 2025年7月～8月 会計報告

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	150,000	印刷費*3	439,563
協力会費	65,000	発送費*4	166,738
敬老会費	232,000	編集経費*5	104,523
グリーン会費	0	旅費交通費*6	177,928
(会費小計)	447,000	家賃	244,446
カンパ	196,000	通信光熱費	29,923
意見広告賛同金	106,000	事務所消耗品費*7	350,050
事務所費分担*1	200,000	銀行手数料	3,135
雑収入*2	4,380	雑費	158,500
受取利息	852	租税公課	0
収入計	954,232	支出計	1,674,806
		収支差額	▲ 720,574
前期繰越	11,111,680	当期残高	10,391,106

貸借対照表 (2025年8月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	32,112	預り金	0
預貯金	12,082,529	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	10,391,106
合 計	12,594,641	合 計	12,594,641

(※1)「意見広告運動事務所」経費分担金。(※2)グッズ販売。
 (※3)会報210号印刷。(※4)210号発送費。(※5)打合せ通信交通費ほか。(※6)事務所通所費(意見広告運動ボランティア通所費含)ほか。(※7)PC入れ替え。

会計報告をお届けします。※会費期限はお届けする封筒宛名シールの住所とお名前との間に記されています
 「例：(→2025/4)」。会費管理の関係から、会費前納は3年を越えないようにお願いいたします。会費前納が重なりますと、カンパ扱いとせざるを得ない場合があります。毎期、カンパ金額が多いのはこのような措置の結果でもあります。毎号、振替用紙を同封していますが、これは会費以外の送金などにお使いいただくためのものです。会費切れの方を除き、会費請求のために同封するものではありません。ご理解のほどお願いいたします。

編集後記

◆前号の大橋成子さんの心の、こもった本野さん追悼文を読み終わって、スグ気がついた。「本野義雄」とフルネームで書かれている箇所が、タイトルも含め一カ所もないのだ。これはもちろん、大橋さんのミスなどではなく、私たち編集部のミスです。ここで訂正させていただきます。

と書いて、本野さんは、この手のミスにこだわる人であったことを、あらためて思い出した。もちろん、それは自分のことだからなどではない。吉川勇一さんと本野さんは二人とも、原稿の内容だけではなく、誤植は当然、写真の位置、小見出しの数などに、職人風にこまかく、こだわり抜く人物であった。故に、ひたすら主張（内容）にのみこだわった乱暴なニュースを大量に自前でつくり続けていた私は、この編集（会議）に参加するようになって、大いにとまどったものである。なにせ二人の「作風」は、編集部全体を支配するものであったのだから。

持ち続けたこの「違和感」も、今や楽しい思い出である。
(天野恵二)

◆9月20日、「小田実没後18年シンポジウム『人間の国』はどこ？ 戦後80年目の現実」が開催された（次号で報告を致します）。当会も主催の一翼を担い、私も参加した。阪神淡路大震災30年目、ベトナム戦争終結50年目、大阪大空襲80年目。30年前の大震災で市民ら被災者を援護救援するために小田さんらが市民と国会議員そして地方議員らと協力して災害被災者支援法を市民議員立法として成立させた。その現代的な意義を確認し現在に生かす会であった。

その立法運動に関わった登壇者の元区議は「いつでも辞められる」との「ベ平連」の呼びかけに安心して「ベ平連」に参加したという。ふと、過去を思い出した。私は、この「いつでもやめられる」という発言に違和感を持った。私自身は高校内の反戦高協、反戦高連、反帝高評に、党派の持つ集団性・統制をすることで使いに違和感をもち、〈ノン・セクト〉として友人らと共に「ベ平連」の集会・デモに参加し始めた。69年の春だった。

「いつでもやめられる」は「去る者は追わず」だが、小田さんら「ベ平連」は、自立した市民、個人の責任を自覚した公的市民を理想として市民社会を形作ることを根本で考えていたと思う。私たちはどこまで近づいたであろうか。
(有馬保彦)

◆今月末にトランプ大統領が来日して、日本の新首相と会談すると報道されている。自民党の総裁選挙では、日米安保体制についての議論は何もない。石破首相のいう「さなる高みに」路線に、右翼の高市も含め誰も異論はないのであろう。戦後の「国体」である日米安保+象徴天皇制の体制は、このように「磐石」に見えるが、本号の伊藤晃氏の論考はそこに生まれつつある歪みを指摘する。注視していきたい。（梶野 宏）

◆「ベトナムに平和を！市民連合」から「日本はこれでいいのか、市民連合」へそして本会へと、一人でも始める、一人でもやるの思いは引き継がれてきました。「ひとりベ平連」も含め、ベ平連は全国各地に400以上もあったのだとか。地域に根付いた運動は、今も多彩に続けられています。望んだ平和からほど遠く、この日本も急速に軍国化されようとする状況の中で、集会がもたれることになりました。

これからの社会を、運動のあり方を考えるシンポジウム、「可能性としてのベ平連——地域の運動経験からいま、何を受けとるか」日時・11月29日（土）13:30~17:30
場所・立教大学池袋キャンパス14号館
連絡先・立教大学共生社会研究センター
一人でも、ぜひ、ご参加ください。

(阿部めぐみ)